

# 煙樹海岸県立自然公園

指 定 書

及 び

公 園 計 画 書

[ 変 更 後 ]

(案)

令和●年●月●日

和 歌 山 県

# 煙樹海岸県立自然公園

## 指 定 書

令和●年●月●日

和 歌 山 県

## 目次

1	指定理由	1
2	地域の概要	2
(1)	景観の特性	2
ア	地形、地質	2
イ	植生	2
ウ	動物	2
エ	自然現象	3
(2)	利用の現況	4
(3)	社会経済的背景	5
ア	土地所有別	5
イ	人口及び産業	5
ウ	権利制限関係	5
3	公園区域	6

## 1 指定理由

「煙樹海岸県立自然公園」は紀伊半島中部に位置し、日高町柏地区から産湯海岸、日ノ御崎、煙樹ヶ浜を経て日高川河口部までの海岸線を区域とし、日ノ御崎から日高川河口へ向かって弓形に伸びる煙樹ヶ浜や日ノ御崎を中心とした優れたリアス海岸地形景観（海食崖、砂浜）や阿尾湿地（湖沼）等から構成される。

煙樹ヶ浜と煙樹ヶ浜からの眺望は、県内屈指の景勝として親しまれており、美浜町のシンボルと言ふべき浜である。煙樹ヶ浜の松林は、幅は広いところで約500m、全長約4.5kmにおよび、近畿最大の規模を誇り、その景観は煙樹海岸県立自然公園の中核となっている。

特筆すべき自然資源として、県内最大の汽水性の湿地として有名で、和歌山県レッドデータブック（2012年、以下「県RDB」という。）で貴重な地形に選定されている阿尾湿地や、自然度の高い干潟で、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定されている日高川河口が挙げられ、植生としては、県RDBで貴重な植物群落に選定されている蟻島のタブノキ林、阿尾の湿地植生、日ノ山のウバメガシ林、龍王神社の社寺林、煙樹ヶ浜の松林、日高川河口の湿地植生（一部、御坊市指定天然記念物「ハマボウの群生」）等が挙げられる。

利用面では、煙樹ヶ浜にはキャンプ場等が整備され、年間を通じて多くの利用者が訪れ、日ノ御崎や煙樹ヶ浜を望む展望地である西山にも多くの利用者が訪れる。

このようにこれらの地域には、保全すべき傑出した自然地形や貴重な植物群落等の自然資源とともに貴重な社寺林と一体となった優れた自然景観が存在し、自然公園として適正な自然ふれあい利用を一体として促進していく必要があることから、これらの地域を県立自然公園として保護と利用を図ることとする。

## 2 地域の概要

### (1) 景観の特性

#### ア 地形、地質

この地域の地形は、和歌山県を大きく紀北・紀南に分断する白馬山脈しらまが多く支脈となり紀伊水道に迫り、その先端部が陥没して典型的な沈降海岸の沿岸部山地を構成している。つまり、海岸線は海食崖、岩礁、砂浜等が見られる連続した自然海岸地形となっており、優れた景観を呈している。また、日高川河口付近は、日高川の堆積低地と海岸堆積砂礫からなる干潟（湿地）地形が見られるのが特徴である。

この地域の表層地層は、中生層の砂岩、頁岩、礫岩からなり、日高川河口付近は、砂礫質の堆積地である。

この地域の特筆すべき地形としては、海食崖、岩礁、潟湖（湿地）、砂浜、礫浜（海岸堆積地形）等があり、県 RDB・貴重な地形や環境省指定・日本の重要湿地 500 に選定されている。

日ノ御崎や小浦崎等は海食崖として、蜷取島あまとりじまは岩礁として優れた海岸景観を呈している。阿尾は近畿最大の規模を誇る潟湖（ラグーン）として非常に特異な地形景観を呈している。

#### イ 植生

この地域内の植生は、海岸部にはウバメガシ等を主とする常緑二次林が多く見られ、その内側にはタブノキ・ヤブニッケイ二次林、シイ・カシ二次林等が広がって分布している。また、面積は小さいが、ハマボウ群落、ウバメガシ自然林、タブノキ自然林や湿性植生地も見られる。

海岸部のウバメガシ自然林は和歌山を代表する貴重な植生である。

その他の貴重な群落としては、県 RDB で貴重な植物群落に選定されている、「蟻島のタブノキ林」、「阿尾の湿地植生」、「日ノ山のウバメガシ林」、「龍王神社の社寺林」、「煙樹ヶ浜の松林」、「日高川河口の湿地植生（一部、御坊市指定天然記念物「ハマボウの群生」）が見られ、優れた植生景観を呈している。

#### ウ 動物

煙樹ヶ浜には、シロチドリ（県 RDB・準絶滅危惧）等海浜性の鳥類の繁殖記録があるほか、アカエリカイツブリ、オオハム、シノリガモ等、県下では記録の少ない渡り鳥の渡来が確認されている。煙樹ヶ浜の松林は、日高平野を経て日ノ御崎に至る渡り鳥たちの貴重な通過ルートとなっており、伊豆諸島とトカラ列島でのみ繁殖する貴重な鳥類・アカコッコ（国指定天然記念物、環境省レッドリスト 2019（以下「国 RL」という。）・絶滅危惧種 I B 類）が確認されているほか、シマアカモズ、ムギマキ、ヤツガシラ等の県下では記録の少ない渡り鳥たちが記録されている。

西山は、長距離移動を行うチョウとして有名なアサギマダラの県下有数の通り道となっているほか、鳥類の渡りのルートともなっており、伊豆諸島とトカラ列島でのみ繁殖する貴重な鳥類・イイジマムシクイ（国指定天然記念物、国 RL・絶滅危惧種 II 類）が確認されており、その他でも、ナベヅル（国 RL・絶滅危惧種 II 類）、イワミセキレイ、ケアシノスリ等の記録もなされている。

また、「うみねこ島」の別名で有名な蜷取島には、ウミネコの繁殖コロニー（県 RDB・学術的重要）が確認されている。

日ノ御崎は、県下有数のタカ類の渡りのルートとして有名であり、春秋の渡り時期にサシバ（県

RDB・準絶滅危惧)、ハチクマ(県 RDB・準絶滅危惧)のほかに、アカハラダカ、ケアシノスリ、ヒメチョウゲンボウ等、県下では記録の少ないタカ類の通過が確認されている。また、日ノ御埼ではカンムリウミスズメ(国指定天然記念物、国 RL・絶滅危惧種Ⅱ類)も確認されている。

阿尾湿地は、トンボ類の宝庫として知られ、アオヤンマ(県 RDB・絶滅危惧Ⅰ類)、ハネビロエゾトンボ(県 RDB・準絶滅危惧)、マルタンヤンマ等の記録があるとともに、鳥類の渡りの中継地としても知られ、コハクチョウ、ハジロクロハラアジサシ、アカアシギ(国 RL・絶滅危惧種Ⅱ類)、セイタカシギ(国 RL・絶滅危惧種Ⅱ類)等の県下では記録の少ない渡り鳥たちが記録されている。

日高川河口は、広大な塩性湿地(干潟)が見られ、シオマネキ、ウモレベンケイガニ、カワアイ等の希少種が生息している。

## エ 自然現象

本地域内の自然現象としては「潮吹」が見られる。

美浜町、本ノ脇漁港の東の海面域に位置する潮吹岩は、満潮時や波の高い時に海水が吹き出す。その高さは15mにもなると記載されており、潮吹岩は、県 RDB で貴重な地形に選定されている。

(2) 利用の現況

本地域は、日ノ御崎や煙樹ヶ浜を望む展望地である西山の登山利用が多い。また、阿尾湿地には、野鳥観察小屋があり、バードウォッチングに来る人や日ノ御崎へツーリングで来る人も多い。

ア 本地域に関する市町別観光客推計は次のとおりである。

市町村名	観光客総数		うち宿泊客		うち日帰り客	
	人数	対前年比	人数	対前年比	人数	対前年比
御坊市	232,247	105.02%	60,657	115.82%	171,590	101.67%
美浜町	22,293	96.55%	9,778	91.34%	12,515	101.05%
日高町	249,445	94.34%	38,549	95.42%	210,896	94.15%
合計	503,985	99.09%	108,984	105.32%	395,001	97.50%

※観光客動態調査報告書（平成30年 和歌山県商工観光労働部観光局）から引用

イ 本地域に関する市町別観光客の目的別推計は次のとおりである。

市町村名 (単位：人)	海水浴 川泳ぎ	キャンプ	スポーツ ゴルフ ハイキング	釣り	花見	観光農園	温泉 休養
御坊市	186	8,993	25,021	766	0	25,550	372
美浜町	10	1,778	60	1,862	272	0	1,212
日高町	47,306	900	14,070	64,310	900	0	39,976
合計	47,502	11,671	39,151	66,938	1,172	25,550	41,560

市町村名 (続き)	祭	社寺参詣	風景 自然観賞	観光施設	その他	合計
御坊市	73,366	3,468	40,093	10,456	43,976	232,247
美浜町	3,339	446	1,784	8,447	3,083	22,293
日高町	9,430	6,600	27,470	1,230	37,253	249,445
合計	86,135	10,514	69,347	20,133	84,312	503,985

※観光客動態調査報告書（平成30年 和歌山県商工観光労働部観光局）から引用

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

合計 1,009ha (国有地 136ha、公有地 43ha、私有地 830ha)

イ 人口及び産業

(ア) 本地域に係る各市町の人口及び世帯数は次のとおりである。

和歌山県	人口 (単位:人)			平成 22 年からの 増減数 (総数)	世帯数 (単位:戸)	平成 22 年からの 増減数
	総数	男	女			
御坊市	24,801	11,976	12,825	△1,310	9,913	△80
美浜町	7,480	3,445	4,035	△597	2,964	△122
日高町	7,641	3,617	4,024	△209	2,782	134
合計	39,922	19,038	20,884	△2,116	15,659	△68

※平成 27 年国勢調査結果 (平成 27 年 10 月 1 日現在) から引用

(イ) 本地域に係る各市町の産業別人口は次のとおりである。

和歌山県	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		合計 (人数)
	人数	%	人数	%	人数	%	
御坊市	1,370	12	2,467	22	7,363	66	11,200
美浜町	233	7	681	21	2,362	72	3,276
日高町	542	15	764	21	2,340	64	3,646
合計	2,145	12	3,912	22	12,065	66	18,122

※平成 27 年国勢調査結果 (平成 27 年 10 月 1 日現在) から引用

ウ 権利権限関係

(ア) 鳥獣保護区

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
阿尾鳥獣保護区	日高町	60	平 11.10.29
煙樹ヶ浜鳥獣保護区	美浜町	131	昭 58.10.22
日高鳥獣保護区	日高町、美浜町	156	昭 58.10.4

(イ) 史跡名勝天然記念物

(県指定)

名 称	位 置	指定年月日
海猫及び海猫蕃殖地 弁天島	日高郡美浜町西浜海岸 (蟹取島)	昭 33.4.1
姥目の老樹	日高郡美浜町和田 (御崎神社)	昭 33.4.1 追加指定 平 18.5.9
龍王神社のアコウ	日高郡美浜町三尾 (龍王神社)	昭 43.4.16

(市指定)

名 称	位 置	指定年月日
ハマボウ (浜朴) の群生	御坊市塩屋町北塩屋	昭 43.4.24



### 3 公園区域

煙樹海岸県立自然公園の区域を次のとおりとする。

(表1：公園区域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	15
	日高郡美浜町 濱ノ瀬、三尾、吉原、和田の各一部	594
	日高郡日高町 阿尾、産湯、小浦、小坂、片杭、志賀、津久野、比井の各一部	400
	これらの地域の地先海面の一部	
合 計		1,009

# 煙樹海岸県立自然公園

## 公園計画書

令和●年●月●日

和歌山県

## 目次

1	基本方針	1
2	規制計画	2
(1)	保護規制計画及び関連事項	2
ア	特別地域	2
(ア)	第1種特別地域	3
(イ)	第2種特別地域	6
(ウ)	第3種特別地域	10
イ	関連事項	13
(ア)	採取等規制植物	13
(イ)	普通地域	14
ウ	面積内訳	15
3	事業計画	16
(1)	施設計画	16
ア	利用施設計画	16
(ア)	単独施設	16
(イ)	道路	17
a	歩道	17
4	参考事項	18
(1)	過去の経緯	18

## 1 基本方針

### (1) 保護規制計画

景観、自然性及び利用の特性に応じ地種区分を決定する。

#### ア 第1種特別地域

優れた風致を維持する必要性が高く、現在の景観を極力保護することが必要な次の地域を第1種特別地域とする。

- ・海食崖、岩礁、砂浜、潟湖（湿地）、森林等の優れた自然景観を有する地域。
- ・希少な野生動植物の生育・生息地となっている自然性の高い地域。

#### イ 第2種特別地域

良好な風致の維持を図るため、特に農林業活動については努めて調整を図ることが必要な次の地域を第2種特別地域とする。

- ・良好な地形、森林等、景観の保全上重要な地域。
- ・第1種特別地域に隣接する地域。
- ・主要な利用拠点及びその周辺の地域で、適正な利用の推進を図る地域。

#### ウ 第3種特別地域

次の地域のうち、良好な風致の維持を図ることが必要であるが、通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域を第3種特別地域とする。

- ・連続したまとまりのある森林地域。
- ・造林地等農林業活動が行われている地域。
- ・主要な利用拠点及びその周辺の地域で、適正な利用の推進を図る地域。

#### エ 普通地域

特別地域を補完的に保全する地域や特別地域周辺の風景と一体的になっている集落地を普通地域とする。

### (2) 利用施設計画

#### ア 単独施設

現況の利用状況を踏まえ、当該公園の自然景観を採勝するための各種計画を適切に配置し、その拠点を計画として位置づける。また、当該地域において既に整備されていて、公園利用に資する施設を計画として位置づける。

#### イ 道路

歩道については、登山や自然採勝等、当該地域の優れた自然風景や自然にふれあうためのものを計画として位置づける。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画及び関連事項

#### ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	15 〔 国 0 公 0 私 15 〕
	日高郡美浜町 濱ノ瀬、三尾、吉原、和田の各一部	594 〔 国 127 公 0 私 467 〕
	日高郡日高町 阿尾、産湯、小浦、小坂、方杭、志賀、津久野、比井の各一部	396 〔 国 0 公 43 私 353 〕
合 計		1,005

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕
	日高郡美浜町 濱ノ瀬、三尾、吉原、和田の各一部	49 〔 国 49 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
	日高郡日高町 阿尾、志賀の各一部	22 〔 国 0 〕 〔 公 11 〕 〔 私 11 〕
合 計		72 〔 国 49 〕 〔 公 11 〕 〔 私 12 〕

(表3：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
蟻島	日高郡日高町 志賀の一部	小杭地区の北西の海面域に位置している。和歌山県レッドデータブック(2012年、以下「県RDB」という。)で貴重な植物群落に選定されているタブノキ自然林が見られる。タブノキ自然林は和歌山県内では分布が少なく、小面積ではあるが、当該地のようにまとまって大木が生育しているのは貴重である。また、島しょ景観としても非常に優れている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	8 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 8〕
阿尾湿地	日高郡日高町 阿尾の一部	馳世の鼻と阿尾地区の間に位置する。北に開いた小湾が砂州によって封鎖された汽水性の潟湖であり、特異な地形景観を呈している。過去には水田として使用されていたが、現在はヨシが広く分布し、湿地の様相を呈している。ヒメビシ等の貴重な植物の他、アオヤンマやハネビロエゾトンボといった貴重なトンボ(動物)も生息し、貴重な動植物の生育・生息地になっている。また、阿尾湿地に連続する形で阿尾海岸には自然の砂浜が形成されている。ここは小高い砂州となっており、ダンチク、トベラ等が風衝林の形態を呈している。海に沿った狭い砂地には、海浜植物のハマゴウ、ネコノシタ、ハマナデシコ等が見られ、貴重種であるハマオモトの群落も見られる。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	14 〔国 0〕 〔公 11〕 〔私 3〕
<small>あまとりじま</small> 蟹取島	日高郡美浜町 三尾の一部	三尾地区の南側海面域に位置している。特徴的な岩礁地形景観を呈することから、県RDBで貴重な地形に選定されている。また、県RDBに選定されているウミネコの繁殖コロニーが見られ、貴重な動物の生息地になっている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔国 1〕 〔公 0〕 〔私 0〕
潮吹岩	日高郡美浜町 和田の一部	本ノ脇地区の南西に位置する。満潮時や波の高い時に海水が吹き出す。その高さは15mにもなり、県RDBで貴重な地形に選定されている。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔国 1〕 〔公 0〕 〔私 0〕

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
煙樹ヶ浜	日高郡美浜町 濱ノ瀬、吉原、和田の各一部	日高川の河口に形成された堆積礫浜海岸地形で、煙樹ヶ浜の松林は、幅は広いところで約500m、全長約4.5kmと近畿最大の規模を誇り、非常に優れた景観を呈している。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	47 〔 国 47 公 0 私 0 〕
王子川	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	日高川河口につながる王子川河口付近の左岸に位置する。県RDBで貴重な植物群落に選定されている日高川河口の湿地植生（一部、御坊市天然記念物「ハマボウの群生」）が見られる。特に北浜橋付近はハマボウの本数も多く、樹高も高く、最も優れた群落を形成しており、県下最大のハマボウ群落として非常に貴重なものである。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔 国 0 公 0 私 1 〕
合 計			72 〔 国 49 公 11 私 12 〕



(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	日高郡美浜町 濱ノ瀬、三尾、吉原、和田の各一部	105 〔国 75〕 公 0 私 30
	日高郡日高町 阿尾、産湯、小浦、方杭、志賀、津久野、比井の各一部	101 〔国 0〕 公 24 私 77
合 計		206 〔国 75〕 公 24 私 107

(表5：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
小杭海岸	日高郡日高町 志賀の一部	柏地区から小杭地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖と その上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景 観を呈している地域であり、美しい砂浜海岸も見られる。魚釣、自然 探勝の場としても利用されている。これらのことから、各種行為と の調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域であ る。	7 〔 国 0 〕 公 0 私 7
方杭崎	日高郡日高町 方杭、志賀の各一部	小杭地区から方杭地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖と その上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景 観を呈している地域である。このことから、各種行為との調整を図 りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	6 〔 国 0 〕 公 0 私 6
小浦崎	日高郡日高町 小浦、方杭の各一部	方杭地区から州崎までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とそ その上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景 観を呈している地域であり、美しい砂浜海岸も見られる。魚釣、自然 探勝の場としても利用されている。これらのことから、各種行為との 調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域であ る。	21 〔 国 0 〕 公 4 私 17
小浦－津久野	日高郡日高町 小浦、津久野の各一部	小浦地区から津久野地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖 とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸 景観を呈している地域であり、美しい砂浜海岸も見られる。魚釣、 自然探勝の場としても利用されている。これらのことから、各種行 為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域 である。	2 〔 国 0 〕 公 0 私 2

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
兜崎一唐子崎	日高郡日高町 津久野、比井の各一部	兜崎から唐子崎までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。このことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	6 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 6 〕
産湯崎	日高郡日高町 産湯、比井の各一部	比井地区から産湯地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。このことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	4 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 4 〕
産湯海岸	日高郡日高町 産湯の一部	美しい砂浜海岸が見られ、海水浴場として利用されている。このことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	43 〔 国 0 〕 〔 公 20 〕 〔 私 23 〕
阿尾海岸	日高郡日高町 阿尾の一部	阿尾湿地の第1種特別地域の後背地にあたり、海岸、湿地景観を一体的に保全するため、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕
日ノ御崎	日高郡美浜町 三尾の一部 日高郡日高町 阿尾の一部	田杭地区から三尾地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域であり、美しい砂浜海岸も見られる。魚釣、自然探勝の場としても利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	22 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 22 〕

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
煙樹海岸	日高郡美浜町 三尾の一部	三尾地区から本ノ脇地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。また、龍王神社には、県RDBで貴重な植物群落に選定されているモチノキ、スダジイ等の海岸性常緑広葉樹林の自然林が見られ、境内には、和歌山県の天然記念物に指定されているアコウの巨木も見られる。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	19 〔 国 0 公 0 私 19 〕
煙樹ヶ浜	日高郡美浜町 濱ノ瀬、吉原、和田の各一部	煙樹ヶ浜の第1種特別地域の後背地に位置し、全国でも屈指の松林が優占する地域である。この松林は、アカマツとクロマツが混在して分布しており、県RDBで貴重な植物群落に指定されている。海水浴は禁止されているが、キャンプ場等の自然ふれあい活動によく利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	75 〔 国 75 公 0 私 0 〕
合 計			206 〔 国 75 公 24 私 107 〕

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	14 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 14〕
	日高郡美浜町 三尾、和田の各一部	440 〔国 3〕 〔公 0〕 〔私 437〕
	日高郡日高町 阿尾、産湯、小浦、小坂、志賀、津久野、比井の各一部	273 〔国 0〕 〔公 8〕 〔私 265〕
合 計		727 〔国 3〕 〔公 8〕 〔私 716〕

(表7：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
小浦崎	日高郡日高町 小浦の一部	小浦崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	34 〔 国 0 〕 〔 公 2 〕 〔 私 32 〕
小浦	日高郡日高町 小浦、津久野の各一部	小浦－津久野の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕
兜崎－唐子崎	日高郡日高町 津久野、比井の各一部	兜崎－唐子崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	7 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 7 〕
産湯崎	日高郡日高町 産湯、小坂、比井の各一部	産湯崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	9 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 9 〕
西山－産湯峠	日高郡美浜町 三尾、和田の各一部 日高郡日高町 阿尾、産湯、志賀の各一部	阿尾地区の南東側から産湯峠を経て西山にわたる森林地域である。植生は、タブノキ－ヤブニッケイ二次林、ウバメガシ二次林等で構成され、森林が広がる優れた山間景観を呈している。西山は、景勝地とされる煙樹ヶ浜の後背山地としても重要な位置関係となっている。その西山は孤峰地形を示し、ここからの眺望景観は非常に優れている。また、登山道や休憩広場等も整備されており、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	523 〔 国 0 〕 〔 公 6 〕 〔 私 517 〕

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
日ノ御埼	日高郡美浜町 三尾の一部 日高郡日高町 阿尾の一部	日ノ山を中心とした地域である。植生は、ウバメガシの自然林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林、ウバメガシ二次林等で構成され、連続した森林が広がる優れた山間景観を呈している。また、日ノ山からの眺望景観は非常に優れている。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	136 〔 国 0 〕 公 0 私 136
煙樹ヶ浜	日高郡美浜町 濱ノ瀬、吉原、和田の各一部	煙樹ヶ浜の第1種特別地域及び第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	3 〔 国 3 〕 公 0 私 0
日高川河口	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	王子川の第1種特別地域の周辺部及び日高川の河口部分に位置する。この河口部分は干潟になっていて、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定されている。広大な塩性湿地（干潟）にはハマボウ群落が見られ、シオマネキ、ウモレベンケイガニ、カワアイ等の希少種が生息する。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	14 〔 国 0 〕 公 0 私 14
合 計			727 〔 国 3 〕 公 8 私 716

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 8 : 採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
※検討中 (別途県民意見募集 (パブリックコメント) を実施予定)	



(イ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表9：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	日高郡日高町 産湯の一部	4
		( 国 0 ) 公 0 私 4
合 計		4 ( 国 0 ) 公 0 私 4

ウ 面積内訳

(表 10：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域									普通地域			合計		
		第1種			第2種			第3種								
地種区分		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
合計	土地所有別面積	49	11	12	75	24	107	3	8	716	0	0	4	127	43	839
	地種区分別 面積 (比率)	72 (7.1)			206 (20.4)			727 (72.1)								
	地域別 面積 (比率)	1,005 (99.6)									4 (0.4)			1,009 (100)		

(表 11：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区		特別地域				普通地域	合計
		第1種	第2種	第3種	小計		
市町村名							
和歌山県	御坊市	1	0	14	15	0	15
	日高郡美浜町	49	105	440	594	0	594
	日高郡日高町	22	101	273	396	4	400
合計		72	206	727	1,005	4	1,009

### 3 事業計画

#### (1) 施設計画

##### ア 利用施設計画

##### (ア) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 12：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	和歌山県日高郡美浜町 (西山)	展望地となる園地として整備する。	昭 46.6.30
2	園地	和歌山県日高郡美浜町 (煙樹ヶ浜)	煙樹ヶ浜の自然探勝のための園地として整備する。	昭 46.6.30
3	野営場	和歌山県日高郡美浜町 (煙樹ヶ浜)	煙樹ヶ浜の自然探勝の拠点となる野営場として整備する。	昭 46.6.30
4	園地	和歌山県日高郡美浜町 (日ノ御埼)	日ノ御埼の自然探勝のための園地として整備する。	昭 46.6.30
5	宿舎	和歌山県日高郡美浜町 (日ノ御埼)	日ノ御埼の自然探勝の拠点となる宿舎として整備する。	昭 46.6.30
6	野営場	和歌山県日高郡美浜町 (大賀池)	日ノ御埼周辺の自然探勝の拠点となる野営場として整備する。	昭 46.6.30
7	宿舎	和歌山県日高郡日高町 (小杭)	小杭海岸の自然探勝の拠点となる宿舎として整備する。	平 13.9.28
8	野営場	和歌山県日高郡日高町 (小杭)	小杭海岸の自然探勝の拠点となる野営場として整備する。	平 13.9.28
13	水泳場	和歌山県日高郡日高町 (産湯海岸)	海水浴場として整備する。	昭 46.6.30
14	園地	和歌山県日高郡日高町 (阿尾)	阿尾湿地の自然探勝のための園地として整備する。	平 21.4.28

(イ) 道路

a 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 13 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	近畿自然歩道	起点－和歌山県日高郡美浜町 (新浜・県立自然公園境界) 終点－和歌山県日高郡美浜町 (本の脇・県立自然公園境界) 起点－和歌山県日高郡美浜町 (本の脇・県立自然公園境界) 終点－和歌山県日高郡美浜町 (西山・県立自然公園境界)	煙樹海岸、西山	西山へ至る登山歩道 (近畿自然歩道) 及び煙樹ヶ浜の自然探勝のための歩道 (近畿自然歩道) として整備する。	平 10.3.20
2	西山登山線	起点－和歌山県日高郡美浜町 (小池・県立自然公園境界) 終点－和歌山県日高郡美浜町 (西山東・近畿自然歩道合流点)	西山	美浜町小池地区から西山へ至る登山路として整備する。	平 13.9.28

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯

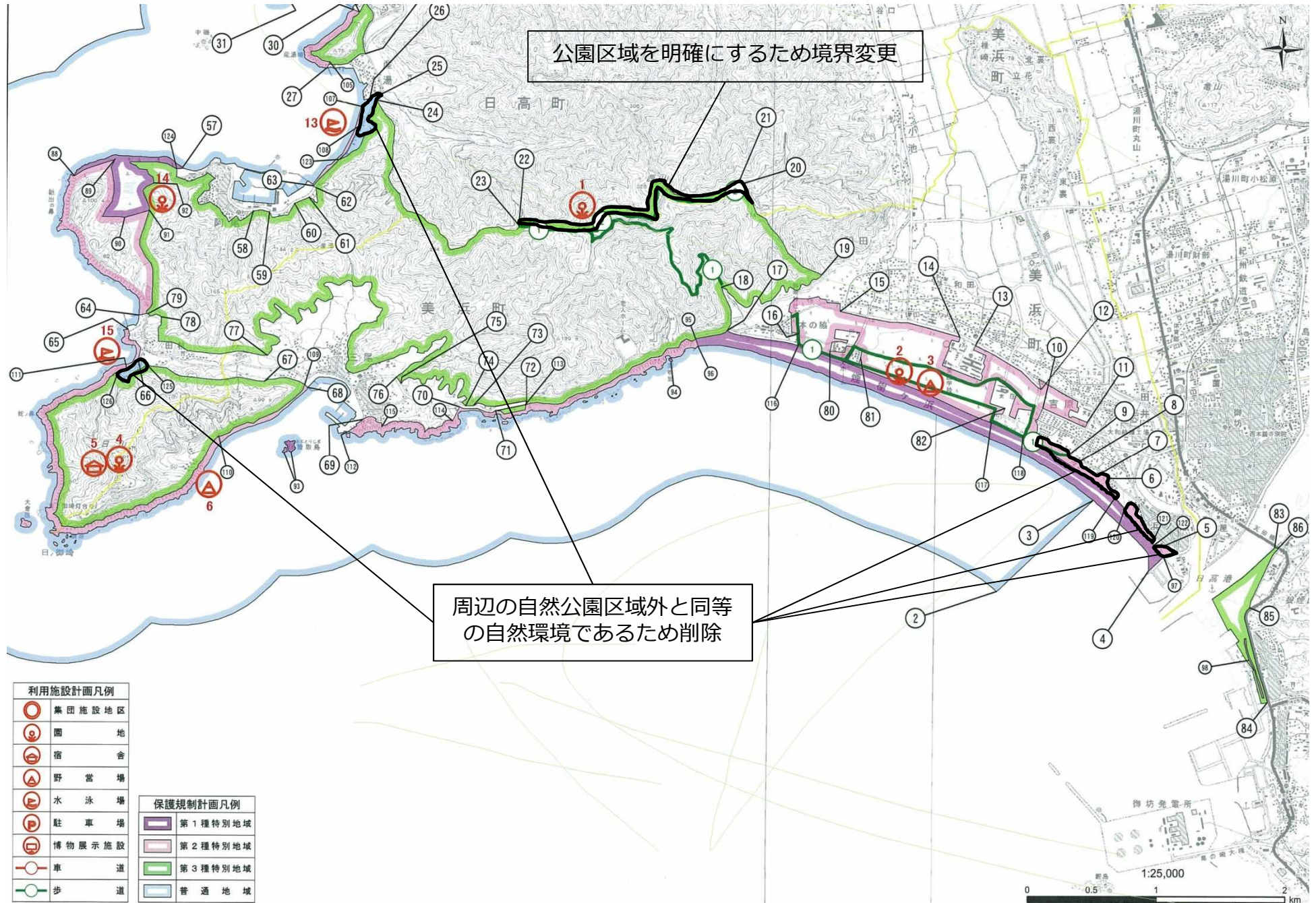
昭和 29 年 7 月 6 日	公園区域の指定
昭和 31 年 11 月 1 日	公園区域の変更
昭和 46 年 6 月 30 日	公園区域の変更、特別地域の指定、公園計画の決定
昭和 60 年 4 月 11 日	公園計画の変更
平成 10 年 3 月 20 日	公園計画の変更
平成 13 年 9 月 28 日	公園区域、公園計画の全般的な見直し
平成 21 年 4 月 28 日	公園区域、公園計画の全般的な見直し

■ 煙樹海岸県立自然公園 公園区域変更図①





# ■ 煙樹海岸県立自然公園 公園区域変更図②



公園区域を明確にするため境界変更

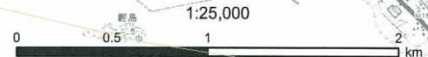
周辺の自然公園区域外と同等の自然環境であるため削除

### 利用施設計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 宿舎
- 野営場
- 水泳場
- 駐車場
- 博物展示施設
- 車道
- 歩道

### 保護規制計画凡例

- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域



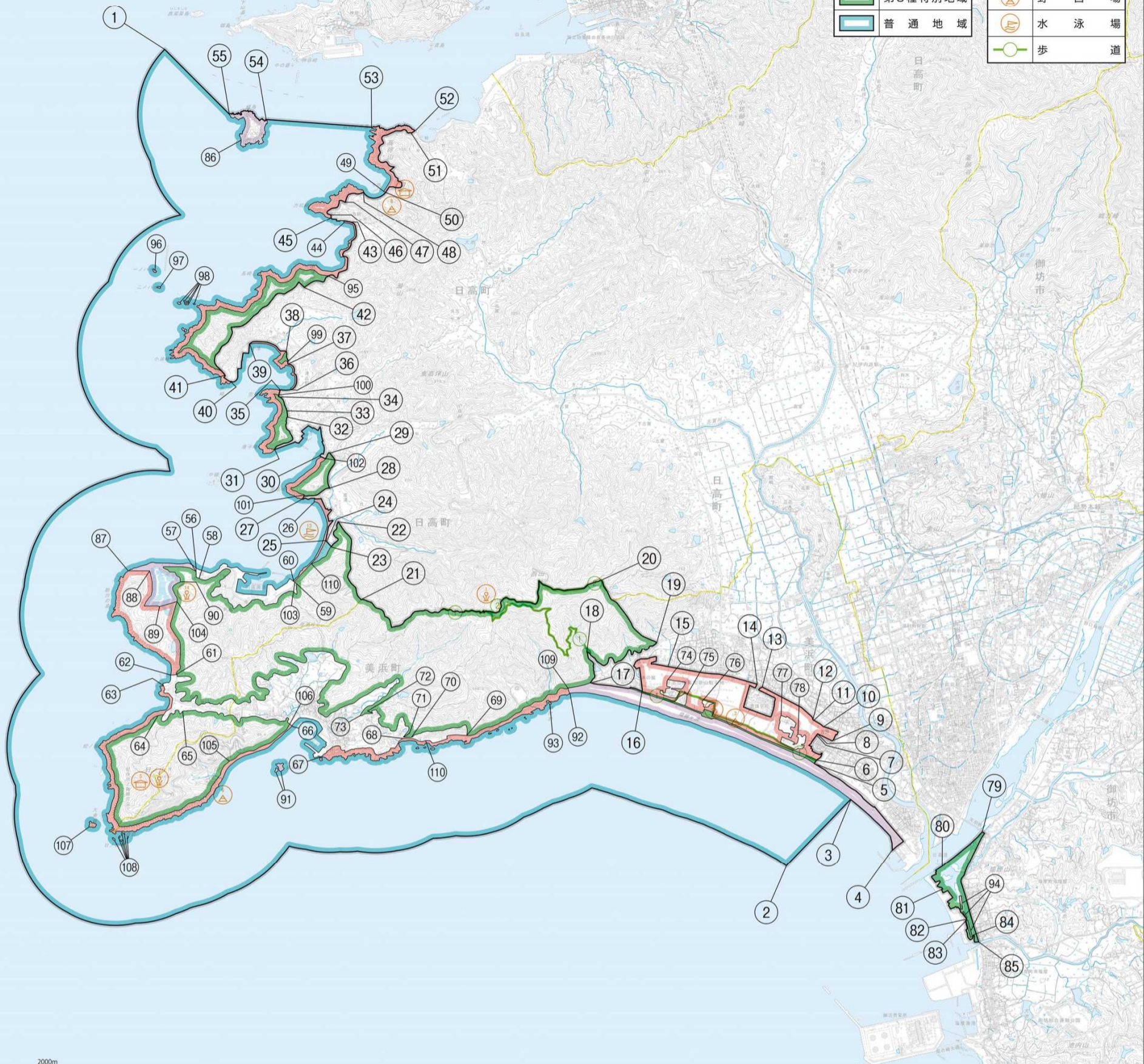


# 煙樹海岸県立自然公園 公園計画図

(変更後)

	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

	園地
	宿舎
	野営場
	水泳場
	歩道



公園区域		36-37	地類界(岩礁及び浜とその他)	71-72	地類界(山林とその他)	41-95	地類界(岩礁及び浜と山林)
1-2	本土陸域汀線から1km線界	37-38	稜線界	72-73	道路敷(除)界	96-96	汀線界
2-3	日高港湾区域界	38-39	工作物(除)界	73-61	地類界(山林とその他)	97-97	汀線界
3-4	汀線界	39-40	汀線界	74-74	地類界(松林とその他)	98-98	汀線界
4-5	工作物(除)界	40-41	工作物(除)界	75-75	地類界(松林とその他)	99-36	汀線界
5-6	見透線界(地類界(松林とその他)の南西端から真南の直線と工作物(除)界の交点(5)と、地類界(松林とその他)の南西端(6))	41-42	稜線界	76-76	地類界(松林とその他)	99-38	地類界(岩礁及び浜と山林)
6-7	地類界(松林とその他)	42-43	道路敷(除)界	77-77	地類界(松林とその他)	35-31	汀線界
7-8	見透線界(地類界(松林とその他)と道路敷(除)界の交点(7)と、7から真北の直線と地類界(松林とその他)の交点(8))	43-44	工作物(除)界	78-78	地類界(松林とその他)	31-100	地類界(岩礁及び浜と山林)
8-9	道路敷(除)界	44-45	汀線界	79-80	工作物(除)界	30-27	汀線界
9-10	地類界(松林とその他)	45-46	見透線界(工作物(除)界と汀線の交点(45)と、工作物(除)界の延長線と道路敷(除)界の交点(46))	80-81	地類界(湿地とその他)	101-102	地類界(岩礁と山林)
10-11	地類界(松林と運動競技場)	46-47	道路敷(除)界	81-82	地類界(山林とその他)	26-60	汀線界
11-12	見透線界(地類界(松林とその他)と道路敷(除)界の交点(11)と、11から真西の直線と地類界(松林とその他)の交点(12))	47-48	稜線界	82-83	見透線界(道路敷(除)界と道路敷(除)界の交点(82)と、工作物北東端(83))	103-25	工作物(除)界
12-13	道路敷(除)界	48-49	汀線界	83-84	地類界(松林とその他)	88-62	汀線界
13-14	地類界(松林とその他)	49-50	見透線界(工作物(除)界と汀線の交点(49)と、49から真東の直線と道路敷(除)界の交点(50))	84-85	河川敷(含)界	61-104	道路敷(除)界
14-15	道路敷(除)界	50-51	道路敷(除)界	85-79	道路敷(除)界	63-66	汀線界
15-16	地類界(松林とその他)	51-52	見透線界(工作物(除)界の延長線と道路敷(除)界の交点(51)と、工作物(除)界と汀線の交点(52))	86-86	第1種特別地域 蟻島	64-105	地類界(岩礁とその他)
16-17	道路敷(含)界	52-53	汀線界	87-88	汀線界	105-106	道路敷(除)界
17-18	沢界	53-54	見透線界(ムロノキ鼻北西端(53)と、蟻島北東端(54))	88-89	土地所有別界(公、私)	107-107	汀線界
18-19	土地所有別(公(財産区)、私)界	54-55	汀線界	89-90	土地所有別界(公、私)	108-108	汀線界
19-20	稜線界	55-1	見透線界(55から真方位315°の直線と本土陸域汀線から1km線界の交点(1)と、由良港湾区域界と蟻島汀線の交点(55))	90-57	地類界(湿地及び山林とその他)	109-69	道路敷(除)界
20-21	町界	56-57	見透線界(堤防北西端から真北の直線と汀線の交点(56)と、堤防北西端(57))	91-91	蠶取島	69-110	地類界(岩礁とその他)
21-22	稜線界	57-58	工作物(除)界	92-3	汀線界	67-92	汀線界
22-23	地類界(山林とその他)	58-59	地類界(山林とその他)	5-92	工作物(除)界		
23-24	地類界(駐車場とその他)	59-60	工作物(除)界	93-93	汀線界		
24-25	見透線界(駐車場の北西端(24)と、工作物(除)界と道路敷(除)界の交点(25))	60-56	汀線界	94-94	地類界(ハマボウの群生とその他)		
25-26	工作物(除)界	61-62	見透線界(工作物(除)界の延長線と道路敷(除)界の交点(61)と、工作物(除)界と汀線の交点(62))		第2種特別地域 小杭海岸		
26-27	汀線界	62-63	汀線界	53-49	汀線界		
27-28	地類界(山林とその他)	63-64	地類界(岩礁及び浜とその他)	48-45	汀線界		
28-29	道路敷(除)界	64-65	地類界(山林とその他)	44-40	汀線界		
29-30	地類界(山林とその他)	65-66	見透線界(工作物(除)界の延長線と山林の交点(65)と、堤防北西端(66))				
30-31	汀線界	66-67	汀線界				
31-32	地類界(山林とその他)	67-68	地類界(岩礁及び浜とその他)				
32-33	沢界	68-69	道路敷(除)界				
33-34	稜線界	69-70	地類界(山林とその他)				
34-35	見透線界(工作物(除)界の延長線と稜線界の交点(34)と、工作物(除)界と山林の交点(35))	70-71	道路敷(除)界				
35-36	汀線界						

※汀線は東京湾中等潮位とする。